

五泉市訪問型サービス（A2：独自）サービスコード表

令和6年4月1日

サービスコード	サービス内容略称		算定項目			合成 単位数	算定単位	
	種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス1 1日割		日割りの場合	÷ 30.4日	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス1 2		(2) 1週に2回程度の場合			2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス1 2日割		日割りの場合	÷ 30.4日	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス1 3日割		日割りの場合	÷ 30.4日	123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス2 2		(2) 生活援助が中心である場合				
A2	2621	訪問型独自サービス2 3		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179単位	179	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(二) 所要時間45分以上の場合		220単位	220	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		日割りの場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2日割		(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		日割りの場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3日割		(3) 1週に2階を超える程度の場合		37単位減算	-37	1月につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1		日割りの場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3		(2) 生活援助が中心である場合				
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2	
				(二) 所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算			
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算 (I)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)		所定単位数の 137/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算 (II)		所定単位数の 100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算 (III)		所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)		所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)		所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算			